

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構定款

(目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、庄内地域等の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「法人」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、山形県及び酒田市とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人の事務所は、酒田市に置く。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

(役員)

第7条 法人に役員として、理事長1人、副理事長1人、理事7人以内及び監事2人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、それらの職務を代理する。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、山形県知事又は酒田市長に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第9条 理事長は、山形県知事及び酒田市長が協議のうえ、山形県知事が任命する。

(理事長以外の役員の任命)

第10条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 監事は、山形県知事及び酒田市長が協議のうえ、山形県知事が任命する。

(役員の任期)

第11条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(職員の任命等)

第12条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

(理事会の設置及び構成)

第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、これを招集する。

2 理事長は、理事会の構成員の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議事を経なければならない。

(1) 法に基づき総務大臣の許可又は承認を受けなければならない事項

(2) 年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(設置)

第17条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

病院の名称	所在地
日本海総合病院	酒田市
日本海総合病院酒田医療センター	酒田市

(業務)

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療の提供に関すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 医療に関する技術者の研修に関すること。
- (4) 医療に関する地域への支援に関すること。
- (5) 災害時における医療救護に関すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務に関すること。

(業務方法書)

第19条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるとおりとする。

(資本金等)

第20条 法人の資本金は、法第67条第1項の規定により山形県及び酒田市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第67条第1項に規定する継承される権利に係る財産のうち土地及び建物については、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第21条 法第92条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は山形県及び酒田市に帰属する。

2 残余財産の分割については、山形県及び酒田市が双方協議のうえ決定する。

(委任)

第22条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、平成20年4月1日から施行する。